

東近江市立能登川にじいろ幼稚園 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

事業者の名称	東近江市
事業者の所在地	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
事業者の連絡先	0748-24-1234
代表者氏名	東近江市長 小椋 正清

2 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園						
名称	東近江市立能登川にじいろ幼稚園						
所在地	滋賀県東近江市乙女浜町176番地						
電話番号・FAX	電話 0748-45-0538 FAX 050-5801-1158						
施設長氏名	小杉 淳子						
開設年月日	令和2年4月1日						
利用定員（年齢別）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	90人		
	2号定員	—	—	—	70人		
	3号定員	—	—		—	—	—
取り扱う保育事業	預かり保育、一時預かり保育、延長保育、相談						
事業所番号	2521310000016						

3 施設・設備の概要

敷地面積	5,007.00㎡	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄造 2階建て
	延床面積	1,473.08㎡

	保 育 室	8 室	409. 28 m ²
	遊 戯 室	1 室	161. 63 m ²
	調 理 室	1 室	24. 57 m ²
	幼児用トイレ	7 室	69. 24 m ²
	保 健 室	1 室	7. 36 m ²
	職 員 室	1 室	59. 88 m ²
	廊下その他	14室	741. 12 m ²
設 備 の 種 類	プール、冷暖房等		
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場 2, 204. 52 m ²		

4 施設の目的、運営方針

目 的	<p>幼児教育と保育を一体的に提供し、子供の健やかな成長と豊かな人間性の育成を図ることを目的とする。また、地域の子育て支援を行い、家庭や地域社会と連携して、子供の最善の利益を確保する環境を整えることを目的とする。</p>
運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・養護と教育を一体的に行い、一人ひとりの発達を大切にした保育・教育を提供する。 ・安全で安心できる生活環境を整え、子供の主体的な遊びと学びを保障する。 ・家庭や地域との連携を重視し、協働した子育て支援を推進する。 ・職員の専門性の向上を図り、組織的に質の高い保育・教育を継続する。 ・地域の子育て家庭を支援し、地域に開かれた園づくりを進める。

5 提供する教育・保育の内容

ク ラ ス	年 齢 別 年 間 保 育 ・ 教 育 目 標
3 歳 児	いろいろな経験をする中で、友達と過ごすことの楽しさを感じる。
4 歳 児	自分の思いを伝えながら、友達と一緒に遊ぶ楽しさを感じる。
5 歳 児	様々な遊びや活動を通して自分の力を発揮したり友達と認め合い、協力したりしながら園生活を楽しむ。
年 間 行 事	<p>4月 入園式、一学期始業式、3歳児個別懇談、内科健診、保育参観、学級懇談会</p> <p>5月 尿検査、交通安全教室、4歳児個別懇談、図書館散歩</p> <p>6月 歯科健診、親子ふれあい参観、プール開き 東近江市地区日赤奉仕団との交流会、5歳児個別懇談視力・聴力検査(4、5歳児)</p> <p>7月 七夕のつどい、引き渡し訓練、一学期終業式 夏季休業</p> <p>8月</p> <p>9月 二学期始業式、交通安全教室、はハ歯の教室</p> <p>10月 運動会、3・4・5歳児秋の遠足、内科健診</p> <p>11月 3・4歳児個別懇談、4・5歳児バス遠足、人形劇鑑賞</p> <p>12月 5歳児個別懇談、お楽しみ会、にじいろまつり、二学期終業式、冬季休業</p> <p>1月 三学期始業式、東近江市地区日赤奉仕団との交流会</p> <p>2月 豆まき、保育参観、入園説明会、新入児面接</p> <p>3月 お別れ会、修了証書授与式、三学期終業式、学年末休業</p>

<クラス編成>

年 齢	クラス名
3 歳 児	うさぎ
4 歳 児	いちご
5 歳 児	すずらん

6 職員体制

職 種	人 数	職 務 内 容
施 設 長 (園 長)	1人	園管理運営の総括
主 任 保 育 教 諭	2人	園管理運営の補佐、 子供の教育及び保育
保 育 教 諭	9人	子供の教育及び保育
保 育 サ ポ ー タ ー	1人	子供の教育及び保育の補助
保 育 補 助	2人	子供の教育及び保育の補助
看 護 師	1人	保健
労 務 員	1人	園舎及び備品の保全管理

7 教育・保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日（休所日を除く。）
休 所 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12月29日から翌年1月3日まで ・ その他、市長が必要と認める日

8 教育・保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで
----------	--------------------

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	3歳児：午前8時30分から午後1時30分まで 4・5歳児：午前8時30分から午後2時まで
---------------	---

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
---------------------	--------------------

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時30分まで

9 利用料金

利用料（利用者負担）	入園のしおりに記載のとおり
------------	---------------

10 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1号認定児童	入園のしおりに記載のとおり
2号認定児童	
3号認定児童	

11 給食等の提供について

<ul style="list-style-type: none">・1号認定児童には、学校給食センターで調理した給食を提供します。・2号認定児童には、学校給食センターで調理した給食を提供します。ただし、夏休み、冬休み及び春休み期間中は、ちどり幼稚園から給食を搬入し提供します。・衛生管理マニュアル及び食物アレルギー対応マニュアルに基づき、安全安心な給食を提供します。・園の食育計画に基づき、栄養士と連携した食育に取り組みます。

12 健康診断について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

原則、全園児を下記の回数で実施します。

- ・園児健康診断 2回
- ・歯科健診 1回
- ・視聴覚健診 1回（4・5歳児対象）
- ・尿検査 1回

13 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・手洗い
- ・嘔吐物及び便の取扱い
- ・清掃
- ・換気
- ・調理（食品の取扱い）
- ・職員の衛生管理

14 緊急時における対応

教育・保育の提供中に子供の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子供の主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、適切に対処しますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	東近江警察署福堂駐在所（0748-45-0230）
消 防 署	能登川消防署（0748-42-0119）
医 療 機 関	おかもとキッズクリニック（0748-36-1222） 藤居歯科医院（0748-42-0240）

15 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	小杉 淳子
消防計画届出年月日	能登川消防署 令和7年4月30日
避難訓練	火災6回、地震2回、水害2回 防犯1回、総合1回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、ガス漏れ報知器 非常警報装置、
避難場所	第一避難場所 園庭 第二避難場所 保護者駐車場（旧学校給食センター）
緊急時の連絡手段	園メール、電話

16 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国市長会学校災害賠償補償保険
保険の内容	学校賠償責任保険、学校災害補償保険
保険金額	支払限度額 身体賠償 1人につき5,000万円 1事故につき5億円 財物賠償 1事故につき1,000万円 死亡・後遺障害補償 死亡 100万円 後遺障害 4%～100% 入院補償 入院日数に応じ1万円～5万円

17 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価	実施方法：健康福祉サービス評価
-------------	-----------------

18 虐待防止のための措置

<ul style="list-style-type: none"> ・職員間で情報共有 ・関係機関へ相談や通告 ・人権を尊重した保育の実践

19 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報書類の管理 ・個人情報の持ち出し厳禁 ・個人情報の保護と守秘義務についての研修
--

20 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	葛城 沙余子	主任保育教諭
相談・苦情解決責任者	小杉 淳子	園長
第 三 者 委 員	堤 久江	主任児童委員
	井口 静枝	民生委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入口に御意見箱を設置しています。

21 地域の育児支援について

<p>年間3回、未就園児の親子を対象に子育て支援事業を実施予定。市の子育て支援センターにも告知を行い、園内の常設の子育て支援センターにも利用者の方への参加の呼びかけを行っている。</p>

22 小学校等との連携について

- ・入所している子供の資料等（幼保連携型認定こども園園児指導要録）の小学校への送付
- ・夏季保育中に小学校教師による保育参加
- ・アプローチプログラムやスタートカリキュラムの作成協力
- ・校区研における需要参観や部会別討議